

教育環境を守る戦いの顛末

——子ども学とは何か（6）——

黒田敏夫

要旨

22年前に小学校のPTA会長を2年間務めたときの記録である。PTAは保護者と教員が構成員の教育関係団体である。しかし、実際は保護者が中心になって、子どもたちの教育や教育環境の充実のために活動している。このPTAが小学校の前に計画された十階建てマンション建設の反対を決議して、反対運動を展開した。この計画が駆け込み申請であることがわかり、業者と行政の姿勢を問う運動となった。法的に問題のある事柄に対し、PTAはどこまで働きかけることができるのか、学校や教師集団はどこまで働きかけることができるのか、その困難さと矛盾を経験した。教育環境を守るための戦いの可能性と限界を政治と業者、行政・学校のシステムと人、PTAの組織と会員、地域の組織と住民の姿を通して考える。

キーワード PTA, 教育環境, 駆け込み申請, 自治会

はじめに

22年前、ある小学校のPTA会長に推薦され、子どもが学校にお世話になっていることでもあ
るし、会長は定例の会議だけに出てもらえれば良いということだったので、軽い気持ちで引き受
けた。しかし、このことから、たまたま生じた教育環境を守る戦いに大きく関わってしまうこ
とになったのである。これから22年前のマンション建設反対運動の顛末を記述しながら、私の考
えや姿勢を述べていくが、この論文を読む人はそれぞれの場面から好きなように問題点を感じ
取っていただければと思う。

教育環境を守るという言葉から多くの人は、騒音対策やパチンコ店の規制、教育設備の充実な
どを連想すると思われるが、いわゆる環境権に関わる問題については意識が低いように思う。高
圧線が校庭の上を横切っていることへの問題意識も少ないし、周囲の建物の高さについても問題
意識は低いといえよう。そういう意味では、これから述べる「高層マンション建設反対」の運動
は、かなり困難を伴う課題に取り組んだことになる。しかし、この運動から社会の構造や保護者
と教員、教員と校長、地域と学校、学校と行政の関係と矛盾、許認可権の構造と矛盾、政治家と
行政の関係と矛盾などが具体的な形で現れ、見えてきたのであった。時系列で書いているので読
んでいただければわかると思うが、多くのものを犠牲にしながら戦った記録である。私個人とし
ても、こんな運動は二度としたくないし、あってはならないと思うが、ここから学んだものは何
ものにも代えられないくらい今の私を支えている出来事（歴史）である。

一 偶然、PTA 会長に選ばれて

子どもをもつ親なら、誰でも可能性があると思うが、私も子どもが小学生のときに、PTA に深く関わることになってしまった。PTA の働きがどのようなものであるかもよく知らないのに、自治会のイベントで、夫婦で下手な歌を歌ったのがきっかけで PTA 会長に推薦されてしまった。それは H 県 T 市の M 小学校の PTA 会長の役であった。この小学校区は国家公務員の団地や賃貸の県営住宅、外から来た一戸建て住民、そして昔から植木職をしている人たちが住んでいる地域であった。つまり、その校区には約 9 割以上が新住民の人たちが住んでいる地域であった。当然、私もこの地域には地縁のない新住民の一人であった。その年度は男性の PTA 会長と女性の PTA 副会長、会計、書記、渉外などの委員から執行部が構成されていた。任期は 1 年で再任もできるが、毎年、改選があった。他の地域とは異なり、転勤が多く、執行部も組織として不安定な面があった。市内の他の PTA の様子を見るとその地域の名士のような人が選ばれ、市議員が PTA 会長になっている学校もあり、やがて市議員になっていく人もいた。私の在任中の 2 年間に会った PTA 会長も 2 人は後に市議員になっている。政治的に利用されやすい団体であろう。会長は 2 ヶ月に 1 回くらい市役所で市の PTA 連合会があり、出席を要請された。ベテランの会長が何人もいる会であった。日本のほとんどの PTA は日本 PTA 全国協議会という全国組織に属しており、主に情報交換の組織であるような印象をもった。各学校は PTA 組織をもち、その PTA は市の PTA 連合会に属し、また県の PTA 連合会に属し、最後に全国レベルの上記の日本 PTA 全国協議会に属しているという構図である。日本のほとんどの小、中学校の PTA がこの組織に加入している。しかし、東京の杉並区立和田中学校のように全国の公立小中学校 PTA で構成される日本 PTA 全国協議会からも脱退し、保護者有志の作った独自の「和田中学校地域本部」に編入した例もある。

二 偶然、出会った「高層マンション問題」

— PTA 総会で反対決議 —

偶然、PTA 会長に選ばれてしまった男が、小学校の前に 10 階建て高層マンションが建つと、確か教頭に言われ、何人かの PTA の役員のお母さんたちの、「この地区は 5 階建てしかないのに……、なぜ突然、それも小学校のすぐそばに 10 階建てのマンションが建つのか……」という声に動かされたのが事の初めである。すぐに市役所に問い合わせ、一つ一つ確認していくうちに、どうもおかしな手順で建てようとしていることが偶然分かり、それが反対運動になっていったのである。それは 1988 年（昭和 63 年）5 月のことであった。親や地域の人たちの素朴な疑問が、そこに隠されていた矛盾をあらわにしていったのであった。小学校の周辺は 5 階建てしか建っていないのに、なぜ突然 10 階建てのマンションが建つのかという素朴な問いが、後に、この建設計画は容積率が変更になる（200%から 150%以下になる）前の駆け込み申請であることを

明らかにしていくのである。

1988年（昭和63年）5月20日のPTA総会では、①教育環境を守るために反対決議をしたのである。これは後に、②地域の生活環境を守る、③駆け込み申請を許さないと目的が明確になっていった。PTAが小学校だけでなく、地域環境を守ることも含めた反対運動に広がっていったのは画期的なことであり、地域も巻き込み、反対署名を5月26日で2,587名集めた。この運動はイデオロギー的なものではなく、子どもを学校にやっている親と地域に生活している住民の運動であった。党派に関係なく地域が推している市議員や県議員さんにも陳情した。しかし、限りなく黒にちかい黒幕がこの中にいたのである。それからはPTAでの反対決議と地域住民の反対署名をもって市全体のPTAの総会や市役所の担当部署（開発指導課など）に行き反対の意思を示し、申請書類の流れに関して、この計画の申請書類はどのあたりまでいっているのか質問していった。このときに、この計画は容積率変更の条例が効力をもつ建設大臣の告示の前に建てようとするもので、容積率のゆるい今のうちに建てようとしている「駆け込み申請」であることがわかった。（今の計画は10階建てであるが、新しい容積率が適用されると8階建てにしなければならない。）このことは6月1日に判明した。市役所の良心的な係りの人の一言で明らかになったのだが、後日、同じ窓口に行くと、このことを教えてくれた市職員はその窓口には、もういなかった。反対運動の論拠となる「容積率変更前の駆け込み申請」が明らかになり、建設業者とそれに関わる人たちの動きは益々活発になっていくのであった。

三 PTAが行政に対して具体的に動くとき……

— 素朴な運動と行政、業者の対応 —

容積率変更の事実をPTAがつかむと同時に、市の態度も変化してきた。その時点の開発申請などの手続きの進捗を考えると建設大臣の告示前の工事着手は無理で、この申請は計画通りにはならないだろうと開発指導課は説明していたのだが、少しずつ様子に変化してきた。案の定、書類の流れはそれまでとは異なり、信じられない速さで流れていった。学校説明会や住民説明会での反対にも関わらず、建設業者は建設予定地に隣接する住民や自治会に承諾書を個別に取りに行った。説明会のときには小学校の教員も反対意見を表明した。（しかし、教員決議は効力のないものとして、後に無視された。）地域の自治会（5つの自治会）にも連名をお願いし、2回目の署名活動をし、3,445名分の署名を市に提出した。建設業者の動きも激しくなり、PTA会長の私のところにもきた。100万円で解決できないかと言ってきた。もちろんPTAも自治会も条件闘争をしているのではないので、そんな話があるたびに拒否した。教育環境と地域の生活環境を守る戦いだということを常に明らかにしてきた。

開発指導課に事前協議が終わっていないことを申し出ても、一方的に終結を宣言してきた。建築業者も住民説明会を実施したが住民は反対した。しかし、業者にとっても市にとっても形だけで良かったようである。あとからわかったのだが、市の業者への行政指導は、隣接する2、3軒の住民から同意書を取ることであった。近接する小学校や影がかかる住宅などは、建設の許

可を出すことに関しては問題がなかったのだ。だから隣接ではなく、近接する小学校や自治会の住民に対しては形だけの説明会を業者に課していた。これは形式だけを求める行政指導であり、地域にはもっと配慮が必要である。問題を複雑にした原因の一つである。これも同じ理由であろうが、PTA 総会で反対決議をして1ヶ月半が過ぎた7月4日、住民説明会の前にもかかわらず、市は一方的に事前協議を終結し、それをみて業者もすぐに開発申請を提出した。露骨なまでに書類が早く進むようになったが、これも単なる偶然で、違法ではないということだった。

四 確認申請の書類、駆け込み申請へ向けて異常な流れ……

PTA、自治会は市長や教育委員会、市議会、県民局に要望書を提出したが無駄であった。開発申請が提出された7月4日の開発指導課の説明では、この規模の計画では普通許可が下りるまで1ヶ月半はかかると説明していたのに、12日後の7月16日に市長は開発申請を決済したのであった。業者は7月18日に、初めて日影問題や電波障害があることを明らかにし、関係の自治会に説明会を開いた。7月19日にはPTA、自治会の代表者は市開発指導課と会談し、開発申請を県に進達しないように要望した。開発指導課はあろうことか、住民が帰ったあと、その日に書類を県に進達したのであった。

次に、その後の書類の流れと容積率変更の条例制定の流れを中心に説明してみる。7月22日に、県の都市計画審議会で容積率の変更が承認された。7月25日には開発申請の許可は下りていないのに、業者は確認申請を県に提出した。(いつ許可が下りたか、はっきりしなかった。)7月27日には建設大臣が容積率変更を承認する。7月28日～8月19日の間、PTA、住民代表は、この申請が「駆け込み申請」であること、この申請書類の異常な速さの流れと問題性を訴え、県民局に建築確認申請を今までの異常な流れも考慮に入れながら、慎重に審査して欲しいと、毎日、陳情にいった。既に確認申請は提出されているのに、7月30日になって初めて、開発許可が下りた。このあたりの順序は逆ではないであろうか。毎日交代で、県民局に陳情に行った。8月15日の陳情のとき、容積率変更の告示が下りても、その時点で工事が着手されていないければ、告示内容は適用されるという説明を受ける。その後、告示は8月23日になるという説明も受ける。7月27日に建設大臣の容積率変更の承認が下り、8月23日の告示というのも速いという声もあった。業者の説明会は不十分であり、工事協定も結んでいない状態だった。何もできなかった業者はあせったのか、木の伐採や資材の搬入を試みてきた。PTA、地域住民はそれに怒り、徹夜の見張りを続け、業者が中に入らないように抗議を続けた。8月22日が来た。この日に工事着手がなされると、この計画に新しい容積率が適用されることになる。当日、おかしなことに機動隊も待機し、住民と業者を見張っていた。機動隊はPTA会長である私に住民が暴力を振るえば、逮捕すると注意してきた。こんな時、警察は業者側に立つのであろうか。月曜日にも関わらず、PTAと地域住民、約100人が建築予定現場を囲んでいた。午前10時、業者は住民の頭上からスコップを投げ入れ、強引に現地に入り、簡単な測量をし、幅1mの穴を2つ掘った。その時、建築確認を下した県民局の参事、副参事、建築主事が現れ、現地を確認した。

この場では、県民局は、工事着手であるかどうかの言明を避けた。

容積率変更の告示のあった8月23日、PTA、住民代表は県民局にいき、話を聞いた。県民局は、正式に工事着手と認めた。当初の計画通り、小学校前に10階建の高層マンションが建てられることになった。そこで、PTA、地域住民代表は県民局の参事とやむなく、以下のような覚書を結んだ。

1. 工事の継続を一時ストップするように指導する。
2. マンションの設計について、誠意と責任をもって、〇〇〇建設及び〇〇市に対し、指導し責任をもって協議する。
3. 〇〇〇建設及び〇〇市との協議の場に住民代表若干名を立ち合わせることを認める。(この項目は留保)

以上のように、県民局はそれなりの善意を示してくれた。

五 高層化反対の挫折と総括への取り組み

—PTA から高層マンション建設反対地域連合会—

法的に小学校近接の高層マンションの建築が認められた8月23日を契機に、小学校の教師集団を巻きこんだ反対運動は大きな転機を迎えた。

8月29日にPTAは学校と話し合いをもった。校長は、この混乱をどう收拾するのかと迫った。またある教師もPTAの混乱をどうするのか、と同じような質問をしてきた。これに対しPTA会長である私は、混乱とは思っていない。総会決議をして、PTA会員の総意のもとに動いてきた。地域の自治会と連携し、地域住民でもあるPTA会員とともに、署名(1回目:2,587名、2回目:3,445名 計:6,032名)を集め、みんなの総意のもとに動いてきたと答えた。学校の教育環境を守るため、地域の生活環境を守るため戦ってきたと説明した。今後も工事協定を結ぶまでは窓口を一本にして対応すると伝えた。教職員グループも協力できるときは協力すると約束してくれた。しかし、法的に建築の実施が認められた以上はPTAの活動として継続していくことは難しいとPTA会長としての私は判断した。今後は、PTA父母有志、2つの自治会、他の自治会の住民有志が構成メンバーである新しい組織「高層マンション建設反対地域連合会」を発足し、これまでの運動を引き継ぎ、残された問題を処理していくことになった。運動の連続性を示すためにも代表はPTA会長である私が引き続き務めることになった。建設反対の気持ちはあるが、表立って活動できないPTA会員や地域住民がいる中ではやむを得ない形であったと思う。PTA会員に対し、私は今後も初心を忘れず、この運動を色々な形で支えて欲しいとお願いをした。新しい組織に対し建設業者がどんな対応をするかは不安があった。案の定、大きな変化があった。本格的な工事に取り掛かりたい業者は我々に脅しの文書を送りつけた。我々は県民局に対して、覚書に従って業者に話し合いに応じるように、話し合いが終わるまで工事を中断するように、指導することを改めて要望した。

話し合いも実現しない中で、これからどのようなことができるかを考えていった。覚書に期待していくか、それとも審査請求などの法的手段に訴えるかを考えていった。そんなとき、建設予定地に業者は伐採した木をそのままにしていたのであるが、そこで10月17日に不審火が発生した。よくある話であるが、誰が火をつけたかわからなかったし、捜査もなかった。

10月18日、建築確認無効の審査請求を提出した。しかし、11月18日に請求者の適格性無しとして訴えが却下されてしまった。建設予定地に隣接している2、3軒の人しか訴える権利がないというものであった。法的にも今回の工事着手が合法的であったかどうかの判断には立ち入らなかったのである。この運動は大きな窮地に立った。覚書を信じて、粘り強く、業者側の責任者が出席する話し合いを待つしかなかった。

我々住民は益々苦しい立場に追い込まれてしまった。12月27日には知事部局に行き、最後の行政指導を仰いだ。知事部局は調整に乗り出してくれると言ってくれたので、それを頼りに建設業者との話し合いを待った。しかし、12月30日に建設業者から話し合いの一方的打ち切り回答書が送りつけられ、1月31日には工事強行の通知が来た。2月1日に現場で話し合い、2月2日には建設会社の支社で住民代表と支店長の話し合いをした。そこから本社の考えを入れながら、工事協定書や解決内容についての話し合いが始まった。2か月の期間がかかったが1989年(平成元年)3月22日に工事協定書と次のような覚書の調印に至ったのであった。

1. 地域の子どもたちや住民が利用できる会館建設の費用の一部を寄付すること。
2. 関係自治会の電波障害対策などの費用を支払う。

学校の教育環境を守ること、地域の生活環境を守ingことを求めて始まった10ヶ月の戦いは一応のピリオドを打ったのである。色々な思いや悔いも残るが、我々の限られた力では、このような形で終えるしか道はなかったように思われる。

まとめ

素人集団であるPTAと地域住民の徹底した追及が行政と業者の姿勢を問いただしていったのであるが、その戦い方の基本は法に従った追及と対応であった。今から思うと、この点では両者とも大きな問題はなかったと思う。株式会社である建設業者が利潤を追求することは、それ自体悪いことではないので、業者は大きな誤りを犯しているわけではなかった。しかし、業者に地域の環境を守るという視点を要求することは無理なことであろうか。土地を売りたい人、買いたい人がいて、計画が明らかになる。そこに教育環境や生活環境を守るという視点が強く求められないのであろうか。今回の運動では「駆け込み申請」ではないかということが、反対の論拠になったが、教育環境や生活環境を守るという視点は計画の当初から配慮すべきものでなければならぬ。最低限の法的規制や自己規制が必要である。

PTAは保護者と教員がつくる組織である。しかし、その活動は学校運営や学校活動を保護者として支援をしていくものである。私には決まった行事をこなしていくことが、PTAの主な活

動に思えた。教育の本質や現在の学校の在り方を問い直してはいけない雰囲気を感じた。PTAは協議会であり、決して運動体になってはいけないのであろうか。私たちの校区は色々な立場の会員がおり、私なりにそのことはわかっていたが、教育環境を守ろうと立ち上がった会員は、その立場を超えて、反対決議をしたのであった。このことは校長や行政にとっては予想を超えた動きであった。法に基づいて対応してきた校長や行政は概ね間違った対応をしたとは思わない。しかし、どんな小さな形でも、保護者ともっと親身になって話し合い、動いていく道もあったと思う。陰ながら応援してくれた市の職員や教員もいた。PTA 会員や地域住民の中に、こんな建築計画と駆け込み申請は許せないという正義心をもった人たちがたくさんいたからこそ、この運動は継続できたのである。PTA が運動体ではないにしても、学校教育に関わるという点においては PTA 活動も、常にさまざまな教育問題の本質に大きく関わり、具体的態度が求められるのは当たり前のことである。生活者の任意団体である自治会も同じである。そのような団体を骨抜きした団体にしてしまうことは、行政にとっても大きなマイナスになると思う。

一度問題になった事柄は、それをもみ消すべきではない。きちんと誠意をもって問題解決のために、最後まで努力すべきである。行政の対応はそれなりに洗練されたものを感じた。官僚体制の限界であろうか、まずい対応であると感じたときは、何らかの圧力があった時だった。特定の人だけが知りうる情報が、利害に関わる人や業者に流れていたに違いない。駆け込み申請の裏にはこのような構造があったと思われる。今回は情報だけではなく、書類のスピードが異常に速くなったのは何らかの圧力があったに違いない。このあたりのチェック機能や防止機能はもっとよく働かないのであろうか。

もうひとつ、PTA 会員や地域住民を甘くみてはいけないということだ。どんな人に対しても誠意をもって対応していくことが重要である。権限や強い立場にある人は、このような話し合いによる問題解決の場に恫喝や権力を持ち込むことは絶対あってはならない。これは話し合いによる解決の方法や民主主義を放棄する行為である。

終わりに

実は、この終結の覚書を結んだあと、子どもや地域住民が使える会館の建設はできないままであった。中途半端な金額の寄付であり、色々と土地を探したが適当な物件がないまま、22年が過ぎてしまった。ところが2、3年前から、この覚書に調印した自治会の数名の住民から、預かっているお金を分配すべきだという要望があり、昨年、その自治会はそれを認めてしまったのである。「高層マンション建設反対地域連合会」は調印後、事実上活動をしておらず、構成員であった2自治会の発言が強くなっていた。私も22年前、調印後にその地を離れており、基本は現場に委ねるべきだと考え、何の手伝いもできないでいた。「高層マンション建設反対地域連合会」のメンバーでお金を管理しておられた人の苦しみは尋常ではなかった。純粹に教育環境を守るため、地域の生活環境を守るために活動してきたので、何らかの形で地域に還元したいと思っていた。お金を分配することは私たちの思い描いていた最悪のシナリオであった。それなら

全額を東日本大震災支援のために寄付しようと考えたこともある。しかし、残念であるが、分配という選択肢を選んでしまった。

マンション闘争は純粋な動機で始まり、住民に託されている最小限の権利のもとで、ささやかに主張をつづけてきたものであった。これを行政も無視できず、最大限の配慮をしてくれたと思う。業者も本気で主張してきたPTAや地域の住民の声を聞き入れ、覚書調印に至った。このように人間の理性的な思いの可能性を感じ取ることができた。考え方の違った人は確かに存在するが、純粋な動機と法に適うきちんとした主張の可能性を信じることができた活動でもあった。

しかし、この問題の顛末は、ある意味で人の弱さや醜さを見る結果にもなった。これも人間の真実の姿である。私たちは、この世界、地域に生活するものとして、互いが信じ合い、どんなに難しい問題であっても話し合い解決できると信じたい。時間を経なければ最終的な解決に至らない問題もあろう。しかし、常に問題解決を目指し、真摯な話しあいを続けることが大切である。議論をするということは、解決の可能性を信じていることである。話し合いによる合意形成の可能性を信じ、その努力を絶えず求める人間であり、集団でありたい。

子どもの教育環境を守るため、生活環境を守るためのPTA活動から生まれた生々しい運動の顛末であるがこれも「子ども学」の一つの記録であると思う。